幼保連携型認定こども園　誓念寺中野こども園

乳児等通園支援事業運営規程

（事業の目的）

第１条 社会福祉法人日の出善隣館（以下「当法人」という。）が運営する誓念寺中野こども園乳児等通園支援事業（以下「当該事業」という。）は、乳児等通園支援事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当該事業を利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対し、適正な乳児等通園支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条 当法人は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

２ 当法人は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

（事業所名称及び所在地）

第３条 当該事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　事業名称　誓念寺中野こども園乳児等通園支援事業

⑵　所 在 地　福井県大野市東中野二丁目６０３番地

（提供する乳児等通園支援の内容）

第４条 当該事業は、児童福祉法、子ども・子育て支援法並びにその他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて乳児等通園支援を提供するものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条 当法人が乳児等通園支援を提供するに当たり、職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で定める配置基準以上の人数とする。

（1） 管理者　１人

管理者は、提供する支援の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、事業所や職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2） 保育士　2 人以上（常勤専従　2 人）

保育士は、乳児等通園支援の計画及び個別の指導計画の立案をし、その計画に基づきすべての利用乳幼児が安定した生活と充実した活動ができるように支援の提供を行う。

（3） 調理員　１人（常勤専従　１人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する業務を行う。

（乳児等通園支援の提供を行う日）

第６条 乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、夏季休業（8/14～8/16）、年末年始（12/29～1/4）、年度末休業（3/29～3/31）を除く。 また、伝染病の発生、災害等により保育をすることが困難な場合には、休園することがある。

（乳児等通園支援の提供を行う時間）

第７条 乳児等通園支援を提供する時間は次のとおりとする。

月曜日から金曜日　午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

（利用料その他の費用等）

第８条 当法人は、別表１に記載の項目について、乳児等通園支援事業の利用に際し必要となる費用を利用乳幼児の保護者から受領するものとする。

２ 利用の取り消し（キャンセル）について、当法人が定める期日までに取り消しの申請を行わなかった場合、別表１に記載の項目について、キャンセル料金を利用乳幼児の保護者から受領するものとする。

（利用定員）

第９条 乳児等通園支援事業の一時間あたりの利用定員は、次のとおりする。

年齢児	０歳児	１歳児	２歳児	合計
定員	１人	１人	１人	３人

２　誓念寺中野こども園の保育利用定員の範囲内で事業を実施する。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第１０条 当法人は、利用乳幼児の保護者から当該事業の利用申し込みがあった際は、事前面談を行った上で、乳児等通園支援の提供を行うものとする。

２ 当法人は、利用乳幼児の保護者に当該事業の利用開始にあたり必要な事項や提供する乳児等通園支援の内容等について説明を行い、当該利用乳幼児の保護者とその内容を確認するものとする。

３ 当法人は、当該事業の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援の提供を行わないものとする。

（１） 利用乳幼児が満３歳未満（３歳の誕生日の前々日までのことを指す。）を超えた幼児となったとき。

（２） 利用乳幼児が当該事業に係る利用認定を取り消されたとき。

（３） その他当該事業を利用するにあたり、重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第１１条 乳児等通園支援の提供を行っているときに利用乳幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の家族等に連絡をするとともに、連携する医師又は利用乳幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。

２ 乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、大野市及び利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

３ 利用乳幼児に対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償する。

（非常災害対策）

第１２条 当法人は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第１３条 当法人は、利用乳幼児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

（１） 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２） 職員による利用乳幼児に対する虐待等の行為の禁止

（３） 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（４） その他虐待防止のために必要な措置

（苦情対応）

第１４条 当法人は、利用乳幼児の保護者等から乳児等通園支援の提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２ 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

３ 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（秘密の保持）

第１５条 当法人の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。

２ 当法人は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子育て支援事業を行うものその他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報の提供をする際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得るものとする。

（記録の整備）

第１６条 当法人は、提供した乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（１） 乳児等通園支援の実施に当たっての計画

（２） 提供した乳児等通園支援に係る提供記録

（３） 市町村への通知に係る記録

（４） 利用乳幼児の保護者等からの苦情の内容等の記録

（５） 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

付 則

この規程は令和８年４月１日から施行する。

別表１　乳児等通園支援の提供に要する利用者負担金

項　目	内容、負担を求める理由、目的	金　額
利用料	乳児等通園支援事業の利用料	300 円/時間
給食費	主食、副食の提供	園児 230 円 大人 300 円
行事費	遠足等にかかる交通費や施設利用料等	実費
キャンセル料	（利用者都合のキャンセルの場合） ・乳児等支援給付の対象となるのは、利用当日の午前０時以降にキャンセルとなった場合に限られるため、利用当日の午前０時以降にキャンセルした時間は利用したものとみなし、当該キャンセルを行った利用者の利用可能時間をキャンセル時間分減算します。 （事務所都合でキャンセルした場合） ・職員の急病等により事業所都合でキャンセルとした場合は、利用可能枠の減算を行いません。 　また、キャンセル料も徴収しません。	300 円/時間

※ 実際に発生した費用を利用乳幼児の保護者に説明し、支払いを求めるものとする。